

○越谷市総合振興計画審議会条例

昭和 4 4 年 3 月 3 1 日

条例第 1 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、越谷市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行なわせるため、越谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 4 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 地区まちづくり会議の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 知識経験者

(任期及び失職)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数で決定しなければならない。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 越谷市建設促進審議会条例(昭和31年条例第25号)は、廃止する。

附 則(昭和46年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第30号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第48号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。